



宮 崎 県 公 報

平成20年12月18日（木曜日） 第 2043 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課）	1
○保安林の指定の解除予定の通知（2件）……………（自然環境課）	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………（砂防課）	1
○都市計画事業の認可……………（公園下水道課）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（聾・聾・ deaf 課）	2
○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………（税務課）	2
○地籍調査に関する事業計画の決定……………（農村計画課）	2

人事委員会規則	
○不利益処分についての不服申立てに関する規則	
の 一 部 を 改 正 す る 規 則……………	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3	
分の1の数……………	3
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分	
の1の数……………	3
海区漁業調査委員会指示	
○漁業法に基づく指示……………	3
正 誤	
○平成3年1月11日付け県公報（号外第2号）中……………	4

告 示

宮崎県告示第 924号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
谷 口 步	社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市	脳神経外科	平成20年12月1日
眞 鍋 剛	都城市郡医師会病院	都城市	形成外科	平成20年12月1日
又 吉 由紀子	県立延岡病院	延岡市	小児科	平成20年12月1日
中 村 剛 之	医療法人社団楠友会向洋クリニック	日向市	内科・循環器科	平成20年12月1日
田 原 良 博	宮崎大学医学部附属病院	清武町	内科	平成20年12月1日

宮崎県告示第 925号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 西諸県郡野尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに野尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 926号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 延岡市熊野江町 646-5・646-14・646-15・646-16・646-17・646-22・646-23・748-1（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。） 646-6、646-7、646-8、646-18、646-19、646-20、646-21、646-24
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 927号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第

57号) 第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

加江田-3 地区

1 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 4 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 4 号を市道片の田 5 号線官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

2 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	宮崎市大字加江田字深田3839-1
2	” ” ” 4050-2
3	” ” ” 4050-1
4	” ” ” 3838-3

宮崎県告示第 928号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

門川町

2 都市計画事業の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画下水道事業門川都市下水道（本町下水道）

3 事業施行期間

平成20年12月18日から平成23年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

宮崎県東臼杵郡門川町中須五丁目地内

使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年11月	特定非営利活動法人 青竹館	黒澤 義春	宮崎県西諸県郡高原町大字	この法人は、地域で生活する障がいを持つ人

人事委員会規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

28日

西麓 868 番地 2

を支援し、共に地域で健康で安心して生活できる環境を構築し、生活文化に対する意識の向上と定着を図ると共に、障がい者福祉の推進と地域活性化の推進に継続的に取り組む活動を実施し、明るく豊かで楽しい社会生活を実現することを目的とする。

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第96条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 免税証の種類

200 l 券

2 用途

農業

3 記号及び番号

H4702078

3 有効期間

平成20年 1 月 1 日から平成20年12月31日まで

4 免税証に記載した販売店の名称

えびの市農業協同組合 真幸給油所

5 紛失年月日

平成20年12月 3 日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成20年12月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市 国富町	宮崎市高岡町花見の一部 東諸県郡国富町大字塚原の一部

2 調査期間

平成20年10月27日から平成21年 3 月31日まで

平成20年12月18日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第26号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（証人の宣誓）</p> <p>第41条 審査長は、証人を尋問する場合は、宣誓を行わせ、虚偽の証言を行った場合の法律上の制裁を告げなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（証人の宣誓）</p> <p>第41条 審査長は、証人を尋問する場合は、宣誓を行わせ、虚偽の証言を行った場合の法律上の制裁を告げなければならない。<u>ただし、16歳未満の者又は宣誓の趣旨を理解することができない者を証人として尋問する場合には、宣誓をさせることができない。</u></p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成20年12月2日現在次のとおりである。

平成20年12月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,767人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	223,051人

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成20年12月2日現在次のとおりである。

平成20年12月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市選挙区	99,446人
都城市選挙区	46,231人
延岡市選挙区	36,467人
日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,642人
小林市選挙区	11,248人
日向市選挙区	17,251人
串間市選挙区	6,135人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,683人
えびの市選挙区	6,460人
宮崎郡選挙区	7,361人
北諸県郡選挙区	6,496人

西諸県郡選挙区	5,404人
東諸県郡選挙区	8,108人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,396人
東臼杵郡選挙区	8,739人
西臼杵郡選挙区	6,705人

海区漁業調査委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第83号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成20年12月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（採捕の制限）

1 宮崎海区において、うみがめ科のおおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵（以下「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りではない。

- (1) 試験研究
- (2) 増殖
- (3) 委員会が特に認めた目的

（採捕禁止期間）

2 承認を受けた者であっても、6月1日から7月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

（雌がめの採捕禁止）

3 承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

（承認の期間）

4 承認の有効期間は3年以内とし、この委員会指示の有効期間の満了日を超えない範囲とする。

（制限又は条件）

5 承認の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しない

ければならない。なお、承認期間が1年を越える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。

- (3) 目的以外の採捕をしてはならない。
- (4) 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- (5) 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならない。

(取扱要領)

6 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（平成20年12月8日第331回宮崎海区漁業調整委員会定め）によるものとする。

(所持及び販売の禁止)

7 承認を受けないで採捕したうみがめ（標本及びはく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

8 この委員会指示の有効期間は、平成21年1月1日から平成23年12月31日までとする。

正 誤

平成二十三年一月十一日付け県公報（号外第1号）中

ページ	段	行	誤	正
一	下	十四	高千穂町鉄道株式会社	高千穂鉄道株式会社